

(案)

27川教文第 号
平成27年 月 日

川崎市文化財審議会長 あて

川崎市教育委員会
委 員 長 名

「千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について（諮問）

このことについて、川崎市重要史跡に指定されている「千年伊勢山台官衙遺跡」を含む橘樹官衙遺跡群が、平成27年3月10日付で国史跡に指定されましたので、川崎市文化財保護条例第6条第1項第4号の規定に基づく川崎市重要史跡の指定の解除について、川崎市文化財審議会において御審議くださいますよう、川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、諮問いたします。

川崎市重要史跡 指定解除候補（平成20年4月22日指定）

名 称	員 数	年 代	所有者	所 在 地
千年伊勢山台官衙遺跡	1,652.37 m ²	奈良・平安時代	国・川崎市	高津区千年字伊勢山台 423番1ほか8筆

「ちとせいせやまだいかんがいせき千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について

1. たちばなかんがいせきぐん橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に伴う、千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡の指定解除について

①指定解除の理由

- 市重要史跡に指定されている千年伊勢山台官衙遺跡が、周辺の遺跡や影向寺遺跡を含め、新たに橘樹官衙遺跡群として国史跡に指定されたことに伴い、国史跡と重複する千年伊勢山台官衙遺跡について、川崎市文化財保護条例第6条第1項第4号に基づき、市重要史跡の指定解除を行う。

②川崎市文化財保護条例の「指定解除」について

- 【川崎市文化財保護条例 第6条】

「教育委員会は、指定の文化財が次の各号の一に該当する場合は、その所有者又は保持者に対して指定又は認定の解除をすることができる。

(1)～(3) 略

(4) 文化財が国又は県の文化財として指定を受けたとき。

(5) 略

」

③教育委員会より川崎市文化財審議会への諮問

- 千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定解除について、川崎市文化財保護条例第3条第2項に基づき、川崎市文化財審議会に諮問する。

【1ページ 諮問書(案)】

④川崎市文化財保護条例の「審議会」について

- 【川崎市文化財保護条例 第3条第2項】

「審議会は、文化財の指定又はその保持者の認定及びに指定又は認定の解除、現状の変更やその他必要と認められる事項に関して教育委員会の諮問に応じる。」

【参考】文化財審議会

- 川崎市文化財保護条例に基づき、本市の文化財指定、認定、解除、現状変更等、文化財の保護・活用のため必要と認められた事項に関して、教育委員会の諮問に応じる。委員は文化財各分野の専門家10名で構成されている。

2. 千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定、橘樹官衙遺跡群の国史跡指定

①千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定（平成20年4月22日）

●平成10～16年度にかけて確認調査が行われ、武蔵国橘樹郡衙の正倉と考えられる倉庫群が確認され、古代川崎の政治・経済・農業生産を解明し、古代律令国家の地方行政組織や地方支配のあり方を考える上で非常に貴重な遺跡であることから、国有地の買収等により公有地化を図り、1,652.37㎡を「たちばな古代の丘緑地」として整備するとともに、平成20年4月22日付で川崎市重要史跡に指定した。

②橘樹官衙遺跡群の国史跡指定（平成27年3月10日）

●千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定後、一帯を全国的にも貴重な遺跡として保存・整備・活用を図るため、新たな用地を取得し、「橘樹郡衙跡」として保全。

●橘樹郡衙跡の西側に位置する影向寺では、昭和50年より23次にわたる発掘調査により、橘樹郡衙が造営された頃に寺院が創建されたと考えられ、現在の影向寺境内周辺を「影向寺遺跡」として保全。

●橘樹郡衙跡と影向寺遺跡は、古代地方行政機関と寺院との密接な関係性を示す官衙遺跡群として高い歴史的価値を有しており、川崎市では2つの遺跡を地権者の同意を得て国に国史跡指定の意見具申を行い、文化審議会の答申を経て、12,083.61㎡が平成27年3月10日に本市初の国史跡に指定された。

3. その後の手続き

①川崎市文化財審議会への答申

●教育委員会の諮問を受け、川崎市文化財審議会において千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡指定解除について協議のうえ、教育委員会あて答申を行う。

②教育委員会による指定解除の決定、告示

●川崎市文化財審議会の答申を受け、教育委員会において指定解除の決定を行うとともに、告示を行う予定。

橋樹官衙遺跡群 国史跡指定範囲と市重要史跡解除範囲と市重要史跡指定範囲

国史跡指定範囲
市重要史跡解除範囲
市重要史跡指定範囲

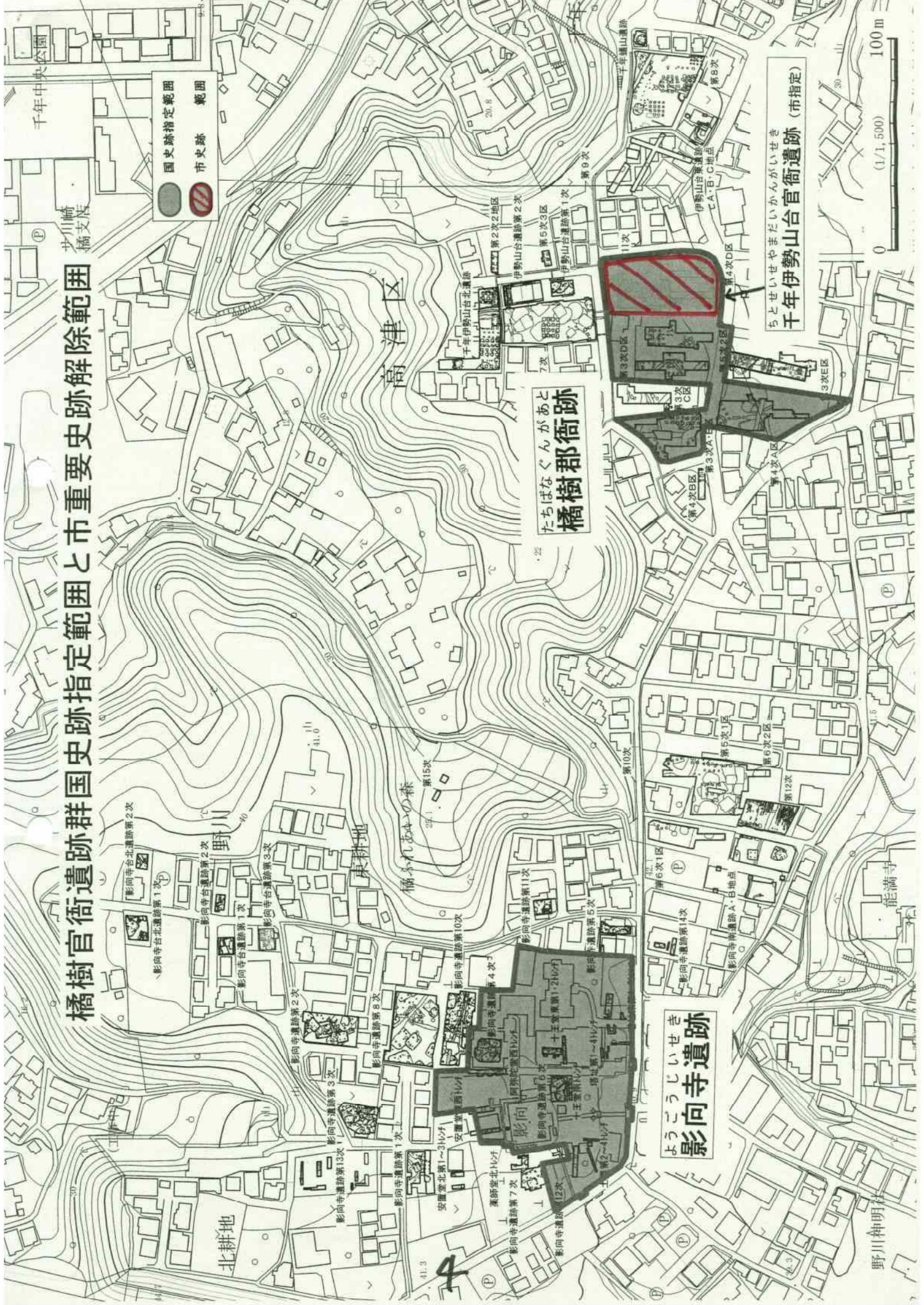
川崎
橋支店

高津区

たちばなぐんがあと
橋樹郡衙跡

ようごうじいせき
影向寺遺跡

ちとせいせやまだいかんがいせき
千年伊勢山台官衙遺跡 (市指定)



野川神明社

能満寺

4